

「G20の貿易措置に関する報告書」の概要

令和6年1月
経済局国際貿易課

2023年7月4日、世界貿易機関（WTO）は「G20の貿易措置に関する報告書」（第29版）を公表したところ、概要は次のとおり。

なお、本報告書は、2008年の世界金融危機以降に導入された貿易制限措置を監視するため、2009年以降、約半年ごとにWTO事務局がその責任の下で作成しているもの。今次報告書は、2022年10月中旬から2023年5月中旬の約7か月間に導入された措置を対象としている。本報告書が対象とする措置は、G20各国の通報に基づきWTO事務局が選択したものであり、措置がWTO協定と整合的であるか否かは問われていない。

【概要】

- 第29次報告書は、世界経済が依然として複合的な危機に直面している中で発表された。ウクライナにおける戦争の継続、気候変動、食料及びエネルギー価格の高騰、並びにインフレ等の事象、さらには残存するCOVID-19によるパンデミックの影響等は、世界の経済環境に多大な影響を与えている。
- 今次報告書の審査期間中（2022年10月中旬から2023年5月中旬まで）、G20諸国は、パンデミックとは無関係な物品に対しては貿易制限措置（41件）よりも多くの貿易促進措置（77件）を導入しており、その多くは輸入に関する措置である。また、G20諸国によるCOVID-19に関する新たな貿易関連措置の導入は減少傾向にある。
- 輸出制限措置については、その導入ペースは鈍化し、また多くの措置は撤回されているが、依然として主要な論点である。これらの措置は、包括的な禁輸として導入され、その後、割当やライセンス要件等のその他の制限措置に取って代われ、その多くは更にその後WTOに通報されている。このことは、政策立案者が多角的貿易のルールの予見可能性を重視していることを示唆しており、透明性の観点から重要である。
- COVID-19によるパンデミックやウクライナにおける戦争に起因する混乱は、経済安全保障を政策議論の最前線に押し出している。また、地政学緊張が高まる中、各国は強靱性を高める方策をより一層求めている。過去数年間、

市場及び供給の課題に対応するため、各国は多角的貿易体制を一貫して利用しており、このことは、WTOルールに基づく多角的貿易体制が経済安全保障を強化していることを示し、また、多角的貿易体制の強化の必要性和それが提供する強靱性を強調している。

- 2022年6月の第12回WTO閣僚会議（MC12）の成功裏の閉幕は、一連の前例のない多国間合意の成果を確保し、貿易における多国間協力が成果を出すことができることを示した。第13回WTO閣僚会議（MC13）の準備過程におけるG20によるイニシアティブとリーダーシップは、MC13の成功並びに多角的貿易体制の再活性化及び世界貿易の拡大のために極めて重要である。